

# 研修報告書

日本共産党帯広市議会議員団

杉野智美 播磨和宏 大平亮介

第 65 回自治体学校in岡山

2023 年 7 月 22 日（土）～24 日（月）

記念講演①「地方自治と地域 この1年から考える」

「厳しさが増す自治体を巡る状況 では、どうすればいいのか？」を学んで

報告者：杉野 智美

1 講演者 中山 徹 氏（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学教授）

2 内容

「みんなが先生 みんなが生徒」を合言葉に全国の自治体職員や議員、市民が集う自治体学校。今年の第65回は岡山市を会場に7月22日から24日の3日間、「みんなで学ぶ、つくる 憲法・地方自治に根差したまちと暮らし」をメインスローガンに掲げて開催された。

初日の全体会で中山氏が行った記念講演について振り返り報告する。



■この1年を振り返って

昨年2022年の12月に安保3文書の改訂があった。憲法9条があって「集団的自衛権を行使することはできない」という従来の政府解釈を変え、敵基地攻撃能力を持つとか、防衛予算を対GDP1%から2%に引き上げるなど、安保法制の実質化を図っていくものとして行われた改訂である。

もう一つの大きい動きが社会保障改革である。全世代型社会保障の会議がまとめた報告書や「骨太の方針」では、保険料本人負担引き上げやこれまで正規雇用を前提にしていた社会保障制度を非正規雇用のような労働力流動化が今以上に促進されることが想定される内容である。

また、「異次元の少子化対策」には二つの大きな問題がある。一つは、これだけ出生率が落ち込んでいる最大の理由である「賃金が上がらず非正規が増えている。安心して子どもを産んで育てることが困難になっている」ことに手を付けず、政府ができそうな予算措置の項目に限定されていること。もう一つは、財源の確保を社会保険料に上乗せするなど、国民負担を拡大するような形でしか示していないこと、と指摘された。

その一方で、政府が考える成長戦略の柱が「デジタル化」である。その目的は、自治体を総動員して市民生活に関する医療・福祉・教育といった分野を包

括的に民間に委ねていくことにある。ここに企業の新たな収益源を見出していくことが根本ではないか。個々の市民をデジタル化に巻き込んでいくためには、マイナンバーカードの普及が避けて通れない。

医療や福祉、教育をデジタル化すること自体は否定しないが、医療行為や薬を出すのは医療保険が適用となるが、例えばバイタルデータをAIが分析することとはすべて企業が担当するので、当然有料になる。そうすると利用できる人とできない人が出てくる。デジタル化は一面では便利だが、進んでいけばその地域の医療展開などの計画も民間企業が計画していくことも起こりうる。市民生活をまるごと企業に売っていくことがあってはならない。

#### ■自治体で起きていること

小学校の数を見ると、2000年に全国で2万3千あった小学校が、直近では1万8千まで減少。公立保育所も2000年の1万3千から7千に。一方でインバウンドに優先的に予算を使いながら、市民向けの公共施設を減らし民営化を進める行政がある。

そういった行政に共通している特徴は市民参加には不熱心というところ。形式的なパブコメを実施したりするが、実質的な市民参加を進めず施策を展開している行政が多いのではないか。

#### ■地方政治を変えるのは女性と若者の投票率アップ

杉並区の区長に岸本聡子さんが当選した。前回の2018年からみると2022年の選挙で投票率が5.5ポイント上がり、投票率が上がっているのは60代以上を除くすべての年齢層で女性が伸び、もっとも伸びているのが20代で、その次が30代、10代である。女性と若者の投票率が伸びているのが特徴である。

#### ■地方政治を変える要件

地方政治を変える要件が四つある。一つは政策である。選挙政策を50も並べるのではなく、多くて三つくらいの争点をピタッと合わせることができるかどうか。二つ目にはどこが伸びれば新たな政策を実現できるのか、わかりやすく示せるか。三つ目に若者や女性にパソコンやスマホなどでどのように政策を伝えるか。四つ目は幅広い市民運動をきちんと継続的に行っているかどうか。この四つがそろったところで政治が動いている実感がある。

#### ■自治能力の高い市民をどうすれば育成できるのか

最後に、地域に関心をもって地域を良くするために共同で取り組む人をつくる＝人づくりについてである。「自治能力が高い市民」の育成ということだが、

人は実践で通じてしか成長しないものである。市民運動というのはそこに市民が参加して成長し、そういう市民が増えてくると地方政治も変えていくことができるのではないか。市民とともに実践を広げていく、実践の輪を広げたい。

### 3 所感

まちづくりの大前提である平和が脅かされている今、国の政策を無批判に受け入れる自治体であってはならない。地方自治をかえるのは市民の力である。政治を地方自治から市民運動で変えていくという展望に共感した。

記念講演②「地域の主権を大切に、ミュニシパリズムの広がり」を学んで

報告者：杉野 智美

1 講演者 岸本 聡子 氏（東京都杉並区長）

2 内容

中山氏の記念講演①に続いて、「ミュニシパリズムと地域の再生というテーマでお話しします」と2022年7月の区長選挙で東京都杉並区長に当選した岸本氏は講演を始めた。

#### ■投票率数%の上昇で政治の景色が変わる

今年4月の区議会議員選挙で48人中24人が女性の当選者となり、区議会史上初めて「パリテ」（女性議員が男性議員と同数もしくはそれ以上）が実現した。投票率は43.66%と高くはないが前回より4.19ポイント高くなり、2万人の新たな有権者が投票したことになる。30代の投票率が上昇し、男性は5ポイントだが、女性は9ポイント上昇した。



選挙管理委員会が今回の選挙に向け「投票マッチ」（オンラインで自分の支持する政策をクリックすると大体自分に近い候補者が表示される）を計画したが、さまざまな意見が出て中止することになったとのこと。残念に思った区民が「杉並区議選ドラフト会議」というインターネットサイトを立ち上げ、候補の政策など可視化したという。これは選挙が市民運動化していると感じる。

岸本氏は、「投票率を1ポイント上げることがどれほど大変か実感しているが、ただ『世の中を変えたい』と思っている人たち、とくに若年層がたくさんいることは確か。不安定な雇用でキャリアを築けないなどの生きづらさを抱えている若者や女性が、『生きづらさが政治と直結している』『その政治の一番足元は私たちが生きているこの地域なんだ』と共感を得ることができれば、選挙に行く。国政が構造的課題を様々に抱え、思う方向に変わらない中で、地域でどのような変化を起こしていけるのかが共通の課題であり、変革のステップである。」と述べた。

## ■地域主権とミュニシパリズム

欧州で広がっているミュニシパリズムでは、政治参加を選挙による間接民主主義に限定せず、地域に根付いた自治的な民主主義や合意形成を重視するという。杉並で取り組もうとしているのは、公共の役割と力を取り戻すこと。地域住民が主体となり、税金の使い方や公共財の役立て方を民主的な方法で決めていくこと。これが世界の潮流である。

ミュニシパリズム発祥の地がスペインのバルセロナ市である。都市空間のあり方を、まず人間中心、特に子どもを中心に見ていくことにし、私的利用の乗用車を削減し大気汚染を緩和する。人々が過ごす公共空間を広げる土地利用の変革を進めた。また、住宅政策も生存権保障の一つである。積極的な公営住宅施策が重要である。

バルセロナ市は、子どもの自由を街のあり方の中心においている。すべての都市計画は子どもたちのウェルビーイングを考慮して行うとしている。

## ■地域主権の民主化

脱炭素化社会の問題は、「やるべきものの一つ」というより、むしろこれを中心に据えて新しい地域経済を考えていくべきである。それを実現するには、人間を中心としたケアワークを社会の中心におき、人間中心の地域社会と地域経済をつくる。それは「CO<sub>2</sub>が出ない社会」でもある。

これまで進められてきた公共サービスや公共財の「民営化」は、ケアや公共施設、公共サービスが「市場にからめとられてきた」と岸本氏。地域社会の市民や事業者も含めて、行政と同等のパートナーになって地域のコモنزの管理やサービスを提供していくことで、自治の力が強くなっていくと述べた。

## 3 所感

ケアを中心とする社会、脱カーボン社会という新しい社会のビジョンを示しながら、その実現は市民が参加する「ミュニシパリズムにある」と、岸本氏は生き生きと講演していた。目の前にある少子高齢化や脱炭素の課題に対し、新しい地域ビジョンを、事業者や市民と共につくり進めていくことは、これまでの新自由主義的、国中心のまちづくりから、市民が暮らし続けられる希望あるまちづくりであることを実感した。

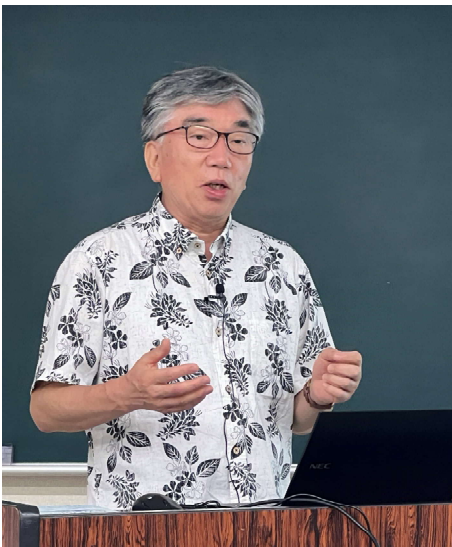
#### 分科会 4

『自治体のプラットフォーム化』で自治体はどう変わるのか』に参加して

報告者：播磨 和宏

- 1 助言者 本多 滝夫 氏（龍谷大学教授）  
森脇 ひさき 氏（岡山県議会議員）  
坂田 俊之 氏（大阪自治労連）  
稲葉 多喜生 氏（東京自治労連）

#### 2 内容



はじめに、本多氏から大きく6つのテーマに分けての問題提起や情報提供があった。

1つ目の「社会全体のデジタル化」は、Society5.0のもとでデータへ新たな価値を付加し、私達の暮らしへ反映していくという、一見すると便利になると言われている内容だが、注意しなければならないことがあると指摘した。また、「監視資本主義」とも言われる、気づかぬうちに情報が取得（例えば、インターネットの検索内容、動画の視聴内容）され、その履歴に基づいたおすすみが表示されることなどは、便利になっているのではなく、

事業者から見てカスタマー（消費者）の動きを誘導・自動化するものであることは、しっかり意識しないとならない、と触れた。

次に2つ目として、「包括的データ戦略とプラットフォーム化」については、一番基礎情報を持つ公共の行政情報をオープン化し、その後医療福祉などの準公共データも活用していくという戦略があることを報告し、特に、今各地で進められている自治体の行政手続きオンライン化は、標準的なシステムが絶対に必要になる一方で、そのためのシステムはカスタマイズは原則禁止となり、今まで自治体が地域に合わせて行っていた独自サービスも厳しくなってしまうことを指摘した。

3つ目には、「マイナンバーカードの普及促進」について、ほとんど知らされていない実態について報告した。

現時点ですでに29の情報が個人番号と結びつけられており、自分でその内

容を閲覧するだけでなく、民間企業への提供もできるようになっている。しかしそこには問題があり、法では閲覧に関する決まりもあるものの、システム管理者が見れる可能性もあり、守られる担保はないことを指摘した上で、本当にそれでいいのかと提起した。

4つ目に、「データ連携基盤構築」について報告した。すでにデジタル田園都市構想の実現として、いくつかの自治体で取り組まれている内容を紹介しながら、そのほとんどが大手民間情報企業が中心となって進めており、住民がどうコントロールするかが課題だと触れた。

5つ目は、「アナログ規制の見直し」である。デジタル化をすべてのものにおいて進めていく方針で、その考え方の柱に「アジャイル化」(=失敗してもいい、どんどん進めること)があり、これは絶対に知られてはいけない事で行うのはダメだと指摘した。

最後に6つ目は、「データ駆動型社会の自治体像」として、公・共・私によるくらしの維持が掲げられており、公は枠組みの維持、プラットフォーム管理のみとなり、共が実行の主体となる方向性だと報告した。



続いて、3人の方が報告を行った。

一人目は、森脇氏が「吉備中央町のデジタル田園健康特区」について、進められてきた中での問題点を報告した。

人口1万人弱の自治体で、進められてきた特区では、これまで約9億3千万の予算が投じられてきた。しかし、ネット環境整備が遅れ、自治体職員もネット環境が限定的な中で執行し、取組みも住民参加の仕組みがないまま行われている。母子手帳のデジタル化も、2年で1700万をかけて不完全な状態も続き、交通DX実装プロジェクトとして導入されたマイクロEV(電動車いす)は、丘陵地の多い市内では転倒の危険があり使用できなくなっているなど、課題が山積みとなっている実態を告発し、民間任せではなく住民主体の取組みが必要とまとめた。



二人目は、坂田氏が「大阪府内の自治体におけるDX進捗状況」についてアンケート結果を基に報告した。

大阪であっても、自治体によって担当部署の配置状況が、部レベルでの設置から担当者みの配置のところまで幅広い状況があり、さらにはDX



推進のための民間人材導入も、出向者をC I O補佐官として登用しているところ、業務自体を民間企業に委託しているところなど、様々な実態を報告した。政府は、2025年度までに標準システム移行を推し進めているが、費用面などから大阪でも住民サービス低下の懸念が広がっていると実態を話しながら、「オンラインと窓口の併用」、「民間出向ではなく、デジタル人材の採用として位置づける」、「住民サービスを従来どおりに行うべき」などと訴えた。



三人目は、稲葉氏が「自治体業務のSaaS化」は自治体に何をもたらすのか～保育業務支援システム（SaaS）から読み解く」と題して報告した。

東京の保育業務システムは、タブレットに入れたアプリによって多くの事業所で管理されるようになっている。それらも大手民間業者が手掛けるものが多く使われており、いわゆるビッグデータ化されている。

利点として、日誌の手間や保護者との出欠連絡などがスムーズになったなどの報告が出されているが、子どもたちの健康状態をはじめとしたものが民間企業に集められることの意味をしっかりと理解した上で使わなければならないとの危惧を報告した。

その後の質疑応答でも、デジタル化の到達や現状について質問や各地の報告が次々と出された。京都ではスマート区役所と謳い、職員数が1000人近く削減されてきた中で書かない窓口モデル事業を行ってきたものの、トータルの待ち時間は変わっていないと報告した。また都内の区では、システム課長が元ベンダー（＝製造元、ソフト開発など）で「ベンダー任せはおかしい」と言っていたことなど、自治体と国とのデジタル化に対する課題が浮き彫りになった。

### 3 所感

時代の推移とともに利便性が向上し、それが一般化していくことは望ましいことだが、今政府が主導する「Society5.0」、いわゆるデジタル化は、利便性向上が権利保障になっていないことと、信頼性のあるデータづくりに知らないうちに、またわからないように協力させられていることが、様々な報告を通して実感した。

どんなにデジタル化が進もうが、基本は個人の尊重でありデータでプロファイリングされるものではないし、自己決定権として、情報を使うならどう使うのかそれぞれ保障されなければ、勝手には活用できないような厳密なルール作

りが必要だし、なければ作らなければならぬと感じた。

分科会 5

「少子化時代における保育所のあり方を考える」に参加して

報告者：大平亮介

1 助言者 中山 徹 氏（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学教授）

2 内容

■保育所の2025年問題

日本の少子化は先進国1位のスピードで進行している。少子化に歯止めがかからなければ、保育所の利用者は減少に向かうことになる。2020年の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、少子化のスピードは想定以上に早まった。結果、2025年度までに保育所の利用者の減少が予想され、利用者は増え続けるという前提の転換が生じる「保育所における2025年問題」が発生する。

2025年問題において保育所が直面する問題は主に3つある。

① 保育所利用者の減少

コロナ禍で出産数が大幅に低下した。少子化のスピードは数年から10年程度早まる可能性がある。児童数の減少により保育所の利用者が減少に転じることになる。保育所の利用率の割合が上昇しても、児童の減少が大きく、保育所利用者も一気に減少する。

② 保育所の定員充足率の低下

待機児童が発生する一部の地域を除き保育所の利用者が減るなかで、保育所の定員は増え続けるため定員充足率は低下する。

③ 保育所の定員割れ

コロナ禍により出産を控えていた人が、すぐに出産に踏み切ることは考えにくい。経済的な落ち込みが戻るまでには、数年～10年の期間がかかる。2025年頃から少くない保育所において定員割れが生じる。これまで保育所の利用者が増え続けてきたことを前提に進められてきた施策の大前提が大きく変わる。これまで利用者増に対応するため保育の質を犠牲にした施策が進められてきた。保育所の急増により保育士不足は深刻になったが、仕事に見合う処遇ではないため人材が不足している。仕事に見合うだけの処遇が必要である。

■公立保育所における役割

保育を必要とするすべての子どもが、保育所に入所できるようにするのが自治体の責務である。公立保育所は地域の軸として保育の質、量を確保する。公立保育所は、標準的な保育、保育水準を一定以上に保つことができ、地域全体の水準も引き上げていくことも可能である。地域全体で保育水準を引き

上げるために公立と私立の保育所、認定こども園などとの交流も不可欠である。公立保育所が核となり、法人の違いを超えて私立との交流も進み、地域の保育水準の向上を図ることができる。今後、子どもの数が減少すると私立施設において子どもの獲得競争も加速しかねない。競争に巻き込まれない公立保育所が地域に一定存在することで競争の抑制することができ、公立が標準的な保育を行うことで私立の特色もわかりやすくなる。

### 3 所感

コロナ禍の影響による少子化の加速化で、今後起こりうる保育所の諸課題について理解を深めた。また、子どもの減少に伴う私立保育所における獲得競争が保育の質にどう影響していくのか注視したい。標準的な保育の質が担保されるためにも公立保育所の存在は大きく、地域の全体の子育て力を底上げしている現状がよくわかった。

分科会 6

「公なき『地域共生』とDXによる社会保障の変質を考える」に参加して  
報告者：杉野智美

- 1 助言者 豊島 明子 氏（南山大学教授）  
荒木 潤子 氏（岡山精神障害者の医療費実現をめざす会）  
神田 敏史 氏（神奈川自治労連）

2 内容

① 豊島氏の報告

豊島氏は、介護保険の下で20年余にわたり続く市場化政策の一方で、「地域共生社会」を掲げた福祉政策が続けられている現状から、権利としての介護・福祉を実現する課題と行政の役割について述べた。

1997年制定、2000年施行の介護保険法によって、福祉の契約化や申請主義の原則化が進んだが、措置制度は今も廃止されていないと強調した。措置制度は、行政がこの人を助けなければいけないと見つけたら、職権で自ら能動的に保障する仕組みだと説明した。「介護保険による保障が十分でないというケースがあったら、措置制度を適用できるような福祉制度を目指すべき」と述べた。

また、介護現場の「生産性向上」と「介護の科学化」が求められている「介護とDX」について、「データ化でき、アウトカム（結果）の評価が可能な介護が『質の高い介護』という、介護の専門性に対する一面的な評価につながる」と指摘した。「医療・介護のDXが、給付抑制に拍車をかける懸念がある」と述べた。

最後に、権利としての社会保障を目指す動きとしていくつかの裁判闘争を紹介した。介護保険と障害者福祉のもとで障害者の権利を守る「天海訴訟」は、障害者総合支援法7条の「介護保険優先適用原則」についての訴えが原告勝訴した。登録ヘルパーの労働法基準法違反の是正と必要な制度設計を国に求める「登録ヘルパー国家賠償訴訟」などを紹介した。

憲法25条に基づく社会保障の実現のために、個人・家族の責任に押し付けず、行政の役割を果たしていく必要性を述べた。

② 荒木氏の報告

荒木氏は、精神障害者への医療費助成制度はすでに多くの県で実施されているが、岡山県では2021年12月の県議会で陳情採択されたにもかかわらず重度でも3割負担のままだと指摘した。精神障害者は体調に波があり、社会生活上の困難や不自由・不利益があるが、精神障害者が利用できる制度があまりに少ないことから、県として制度を充実させることを求め「会」を結成した。障害者権利条約の実現のためにも、全国どこに暮らしても必要な医療

を受けられるよう運動を進めていると報告した。

### ③ 神田氏の報告

「国民健康保険を中心に医療保険制度ですすむデジタル化について」をテーマに自治体職員の経験を持つ神田氏から国民健康保険制度と医療保険制度におけるデジタル化の動きについて現状と課題が述べられた。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では「質の高い医療を効率的に提供できる体制」を目指し、医療・介護費の適正化推進と、医療・介護分野でのDX推進が示されている。

その内容は、①マイナ保険証によるオンライン資格確認の推進、②全国医療情報プラットフォーム創設、③電子カルテ情報の標準化、④診療報酬改定DX、⑤経営実態の透明化、⑥医療品DX、⑦診療報酬改定など、医療保険制度におけるデジタル化の推進によって、「質の高い医療を効率的に提供できる体制」を国保分野でも推進していくという内容である。

神田氏は、こうした推進によって自治体が新たな課題に直面していると指摘した。課題について、①マイナ保険証による保険証廃止による混乱と問題点、②特定健診・特定保健指導結果や医療データの情報集約と活用について、「データ活用目的について被保険者の理解がとれていない」と指摘した。③レセプト審査支払のデジタル化についての問題点として、審査のデジタル化が電子カルテの標準化と併せて行われていることから、医師の行う診療行為に縛りがかかり、個別の患者の状況に応じた診療が行われなくなる危険性が生まれている、と述べた。更に、④自治体DXにあわせて国民健康保険事務についても国保事務処理標準システムを2025年度までに導入するとされているが、市町村独自で行っている保険料減免などについて標準システムでは対応できず、独自事業を断念することが考えられる。新たに被保険者に負担を強いる動きが出てくる可能性がある、と述べた。

## 3 質疑・交流・所感

・「重層的支援事業」と市町村の責務について、福祉事務所における「高齢者担当職員」の配置と役割についてなど、行政における社会保障のあり方についての質問があり討議された。豊島氏は「憲法を具体的に実現する方策を検証するのが行政法だが、介護保険導入をきっかけに、社会保障が「措置」から「契約」へと移行し、行政の役割がスリムになっている」と指摘した。

憲法25条は変わっていない。生存権保障を実現できる福祉行政を実現しなければならぬと思った。

・マイナンバーカードの保険証問題の発言が相次いだ。「確認が必要な人のリストが1万人以上厚労省から来た」（神奈川県自治体職員）、「在宅の高齢者には窓口申請できない人が多数いる。介護保険への影響は」（訪問介護士）、「DV被害者、住所不定者など住民基本台帳とくっついていない住民の対応や、外国人の名前のカナチェックなどリストの突合は厳しい」（自治体労働者）など、保険証の紐づけについて厳しい意見が出た。

・「家族による介護から社会の介護に」と始まった介護保険制度。日本の介護

保険制度をモデルに介護保険を入れたドイツでは、介護労働者確保のために国が財源を投入した。地域にどれだけのニーズがあるのか、地に足をつけた生活者の視点で行政が動くことが重要である。憲法 25 条に基づく人権保障を実現するために、「人間らしい介護水準を求める声」を行政に届けることが大切。「憲法 25 条の中に、国や自治体のやるべきことは明記されている」と述べた豊島氏のまとめの発言を検証していきたい。

## 夜の交流会

「GX基本方針で高まる原発のリスクと住民避難計画」に参加して

報告者：播磨 和宏

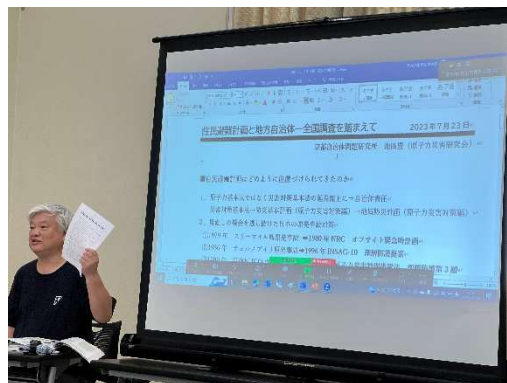
### 1 内容

第65回自治体学校2日目の夕方、夜の交流会として「GX基本方針で高まる原発のリスクと住民避難計画」というテーマでのパネルディスカッションが行われた。

はじめに、話の全体像を池田豊氏（京都自治体問題研究所）が報告した。

今の原発事故発生時の住民避難計画は、原子力基本法によるものではなく、他災害時の対応の基本となる、災害対策基本法の延長線上にあること、度重なる世界での原発事故の際の見直しにも遅れがあることを指摘し、国の責任で原子力規制の一部として、避難計画を位置づける取り組みが必要、と訴えた。

各自治体が制定する地域防災計画では、原子力災害対策編として関係自治体で制定されているが、事前の対応から自治体単独での対応は極めて難しいこの原子力災害対策について、国もその問題点には触れていない。様々な問題点を指摘した上で、各地の取組報告が行われた。



自治体	人口
東京	1,392,777
大阪	2,707,575
名古屋	2,300,000
福岡	2,200,000
札幌	1,000,000
仙台	1,000,000
広島	1,200,000
岡山	1,200,000
山口	1,200,000
徳島	1,200,000
香川	1,200,000
愛媛	1,200,000
高松	1,200,000
富山	1,200,000
石川	1,200,000
福井	1,200,000
岐阜	1,200,000
長野	1,200,000
山梨	1,200,000
長野	1,200,000
新潟	1,200,000
秋田	1,200,000
岩手	1,200,000
宮城	1,200,000
福島	1,200,000
茨城	1,200,000
栃木	1,200,000
群馬	1,200,000
埼玉	1,200,000
千葉	1,200,000
東京都	1,392,777

主に原発周辺自治体の方、また福島第一原発事故からの避難者を支援する団体の方など、様々な立場からの原発問題への取組みや問題点の指摘などが次々と報告された。

### 2 所感

帯広は、泊原発から直接的な距離では離れているとはいえ、万が一事故が発生した際には風向き等により全く影響がないとは言い切れない。原発立地自治体周辺で起



きている現在の問題点や課題を他人事にはせず、考え方として持たなければならぬと受け止めた。

特別講演①

「暮らしから考える自治体行政のデジタル化」を学んで

報告者：播磨 和宏

1 講演者 本多 滝夫 氏（龍谷大学教授）

2 内容

第65回自治体学校 in 岡山の最終日は、特別講演が2本行われた。

1つ目は、「暮らしから考える自治体行政のデジタル化」として、本多氏が大きく3点について現状や問題点、課題などを指摘した。



はじめに本多氏は、デジタル社会の特徴として「特に個人情報・個人関連情報を活用するところにある」とし、政府はそれが整っていないから国際競争力が落ちているとの認識のもと施策を進めていると指摘した。その施策の1つ目として触れられたのが、「行政手続きのオンライン化と情報システムの標準化」である。

オンライン化は、住民が行政機関に足を運ばなくても手続きが可能になるなど、利便性の「向上」が利点としてあげられているが、一方で、自治体がプラットフォームとしてデータを集積・蓄積する上でも必要な業務「改善」になっている。デジタル行政推進法やデジタル改革関連法に基づいた自治体システムの標準化も進められているが、行き着くところには手続きに関係する職員も不要になる、自治体としては職員削減に繋がりうる可能性を本多氏は指摘した。

次に触れたのは、「マイナンバーカードとデジタル社会」の関係性についてである。現時点で全国民に割り当てられているマイナンバーとは、各行政機関等での個人情報と様々結び付けられてオンラインでの活用が進められているが、そこにマイナンバーカードは本来は必要がないと指摘した上で、マイナンバーカードの役割を、1. 自己情報コントロールのための機能、2. 行政手続きを迅速化するための機能、と分け、得られる情報を外部に提供できるようにする機能も盛り込まれていると、実態を報告した。

3つ目に触れたのは、「デジタル社会と自治体」として、ネット検索や動画の視聴履歴など、ありとあらゆる個人情報さえもが新たな取引材料として利用されていること、一見すると便利になったと見えてしまうおすすめ機能が、実は私達に関する情報の流れを自動化するだけではなく、私達を無意識のうちに自動化するという意味での「監視資本主義」に置いていると、アメリカの経営学者であるショシャナ・ズボフ氏の言葉を引用し指摘した。

まとめとして本多氏は、「今進められているデジタル化は、利便性を謳いながら一方で、全ての行動が監視される社会になろうとしている。手続きのオンライン化はマイナンバーカードに限定するものでもないし、行政サービスのオンライン化も公務労働の削減ではなく、より必要なところへ振り分けるための仕組みにしなければならない。究極の目標は、公的機関の持つ膨大な個人情報のデータ連携基盤の構築であり、この個人情報を本人がコントロールできるような仕組みを設けることが必要」と述べ、見えないからこそその権利を守る制度づくりについて訴えた。

### 3 所感

まとめでも本多教授が述べていたように、デジタル化によって確かに今まで不便や面倒だったものが便利になってきているのは実感しているところである。しかしその裏にある意図などは、普通に暮らしていたら知ることもない。ただ、ネットで検索するとそのキーワードに関わる広告はやたらと表示されていて「なんでだろう」と感じている人は少なからずおり、そこに今回講演でも触れられていたようなことが組み込まれていることを改めて実感したところである。

便利な半面、しっかりとしたルールや規制づくりが必要である。見えないからこそ、ブレーキもしっかりかけていかなければ、本当に知らないところで勝手に物事が進められてしまう社会、知らないところで個人情報が勝手に使われてしまう社会になってしまうことは、止めなければならないと感じた。

特別講演②

「地方自治体が直面する課題への挑戦（現場から）」を学んで

報告者：播磨 和宏

1 講演者 太田 昇 氏（岡山県真庭市長）

2 内容

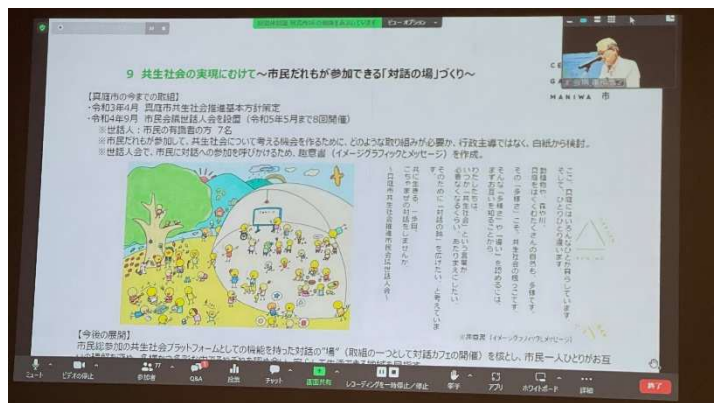
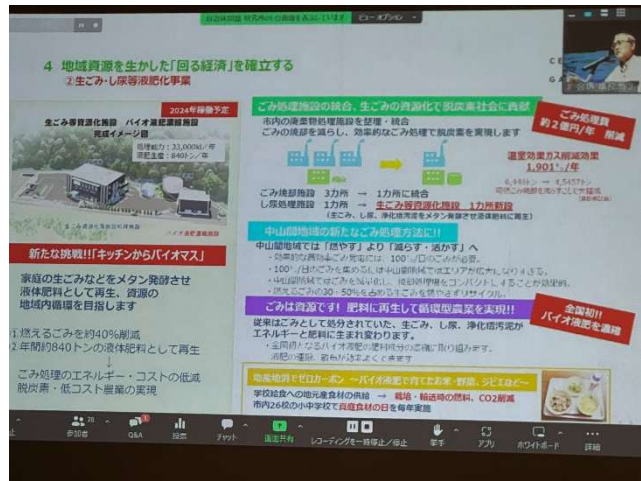
特別講演②は、「地方自治体が直面する課題への挑戦（現場から）」と題し、今回の自治体学校の開催地である岡山県の真庭市長である、太田昇氏が講演を行った。

人口は帯広市の4分の1程度でありながら、面積は1.3倍。市域の約8割が森林と、日本有数の木材集散地である真庭市。地域特性を活かしながら、「脱炭素・SDGs」推進を中心としたまちづくりを行っている。

今回、太田市長は、このまちづくりの取り組みを紹介しながら、行政の役割を「市民の幸せづくりと地域の魅力、地域価値の増進を応援する条件整備会社」と話し、都市とは違う魅力がある「真庭ライフスタイル」の確立へ、力をつくしていると話した。

少子高齢化や中山間地という特性を逆手に取り、少子は「少ないからこそできる個性に合わせたきめ細やかな教育」、高齢化は「知恵と経験のある人がたくさんいる」、中山間地は「豊かな自然、精神的安らぎ、自律性の高さ」があるとし、全てポジティブ要素として施策を遂行している。

例えばエネルギー自給率である。現在62%の真庭市は、「電力需要を全て地産の自然再生エネルギーで賄うこと」として「再生可能エネルギー自給率



100%」の「エネルギー・エコシティ真庭」を目指し、「地域マイクログリッド構想」を進めている。そして地域特性を活かし、バイオマス発電や生ごみ・し尿等液肥化事業などに取り組む中で「回る経済」確立を図っている。また地域共生社会の実現へ、市民だれもが参加できる「対話の場」づくりにも乗り出し、住民一体の市政を作り上げていこうと挑戦している。

### 3 所感

それぞれの自治体の規模によって、もちろんできることできないことはあるものの、しっかりと分析をし、目標を定め、実現のために力を尽くしていくことがしっかりできている自治体だと感じた。また、それらの取組み一つ一つに対して、市民の関わりを大切にしているという点もとても参考になるものであった。地域一丸となって取り組むには、市民と行政が一体にならなければならない。その行政側の努力も垣間見える講演であり、その視点は帯広市でもできないものではないと感じたところである。この視点を参考にしつつ、今後の議論にも活かしていきたいと考える。

# 都市行政調査報告書

日本共産党帯広市議会議員団

杉野智美 播磨和宏 大平亮介

2023年7月25日（火）

■滋賀県野洲市：生活困窮者自立支援事業について

## 視察報告「滋賀県野洲市 生活困窮者自立支援事業について」

日時：2023年7月25日（火） 9時～11時

場所：野洲市役所

### 1 事業内容について

#### ①生活困窮者支援（生活困窮者自立相談支援事業）

・野洲市暮らし支えあい条例2条にもとづき生活困窮者の発見から相談者の支援を開始した。住居確保給付金、家系改善支援事業、就労準備支援事業、学習・生活支援事業、やすワーク事業などを展開している。

#### ②やすワーク（生活困窮者への就労支援）

・市役所市内にハローワークを設置している。就労支援、生活支援を一体に行っており、就労の際にはスーツなどの貸し出し、面接につながるなど、きめ細かい就労支援を行っている。



#### ③学習支援事業（ヤスクール）

・子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、中学生を対象に学習機会の場を確保した。現在は1学区で実施している。専門学生や大学生なども学習ボランティアに参加し、マンツーマンで学習支援を行っている。  
・高校中退防止として卒業生に対しても居場所等の支援を実施している。

### 2 質疑応答

質：（市民の生活困窮支援について）全庁で一つの取り組みを進める考え方はどこからきたのか伺いたい。

答：話をじっくり聞いて、どんな社会資源が使えるのかという話になっていくのがうちのスタイルである。過去に市民の過払い金の問題を解決するという大きな成功体験が庁内で出来た。市民本人の債務も減った。過払い金の一部が税に回されたという経験が生まれた。

質：生活保護の現状はどうなっているか。

答：若干相談件数は増えている。窓口のなかで話を聞きながら市民生活につないだらいいなと思ったら市民生活課につなぐ連携で行っている。

質：学習支援「ヤスクール」について伺う。子どもの出席率が7割ということで高い。取組みと中退防止について伺いたい。中退防止のなかでどうしているのか。

答：学習ボランティアとマンツーマンで行っている。ひとり親家庭の方が多い。ボランティアはおじさんが多い。お父さんと言う関係性で話をしたいという子も見受けられる。

答：不登校だと、引きこもり支援の部分で年間で35人くらいいる。4割は10代から30代である。高校から不登校になった人もいる。義務教育から離れると教育委員会から離れてつながりがみえにくい。卒業の際に不登校支援会議で調整をしている。新たな不登校の方もわかりにくいこともあるので、滋賀県教育委員会と連携している。県と協定を結んで連携を考えている。

質：学習支援の拠点は何か所あるか。

答：野洲市は中学校が3つあるが、いまのところ1か所である。

質：大学生などのボランティアにも来てもらっている。社会人や学生のボランティアが参加することによる参加者の変化は？

答：専門学生など美容系などの学生もファッションの話などをしている。学習ボランティアも事業をやっていた方が野洲市の公務員になった人などもある。

### 3 所感

「野洲市くらし支えあい条例」のなかでは「市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努める」と明記されている。市のあらゆる窓口で滞納情報等をきっかけに市民の困窮をつかもうとする条例に則ったアウトリーチ型の支援が機能していると感じた。市民にとって市役所の窓口を足で運ぶことは心理的なハードルも高い。重層的な課題を抱える場合、相談内容によって何度も違う窓口案内されたことでもう二度と相談しないという市民も少なくない。一元的に相談を受け付け、コンシェルジュ機能を持った相談窓口の必要性を感じた。



